

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の3件であり、いずれも可決、成立した。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額を平成11年3月31日までの間、現行の額に据え置こうとするものであり、10月7日に衆議院から提出、本委員会に付託され、同9日に全会一致をもって可決した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定を行おうとするものであり、10月7日に衆議院から提出、本委員会に付託され、同9日に全会一致をもって可決した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、議院における証人について、業務上の秘密に係る証言拒絶の対象者に薬剤師を加えるとともに、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、委員長又は両議院の合同審査会の会長が証人の意見を聴いた上で委員会又は両議院の合同審査会に諮り、これを許可すること及び証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないとする改正を行おうとするものである。

本法律案は、第140回国会において衆議院から提出され、第142回国会において本院から修正送付し衆議院で継続審査となっていたものであり、10月13日に衆議院から送付、本委員会に付託され、翌14日に全会一致をもって可決した。

(2) 委員会経過

○平成10年7月30日（木）（第1回）

- 会期を70日間とすることに決定した。
- 事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。
- 内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会……………4人	公明……………2人
日本共産党……………2人	社会民主党・護憲連合……1人
自由党……………1人	計10人

- 事務総長から内閣総理大臣の指名両院協議会の結果の報告を聴いた。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月7日（金）（第2回）

- 総務委員長、法務委員長、地方行政・警察委員長、外交・防衛委員長、財政・金融委

員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、労働・社会政策委員長、農林水産委員長、経済・産業委員長、交通・情報通信委員長、国土・環境委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の選任について決定した。

- 理事を選任した。
- 次の構成により**庶務関係小委員会**及び**図書館運営小委員会**を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

庶務関係小委員会

自由民主党……………	7人	民主党・新緑風会……………	3人
公明……………	2人	日本共産党……………	1人
社会民主党・護憲連合……………	1人	自由党……………	1人
		計	15人

図書館運営小委員会

自由民主党……………	6人	民主党・新緑風会……………	4人
公明……………	2人	日本共産党……………	1人
社会民主党・護憲連合……………	1人	自由党……………	1人
		計	15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 二院クラブ・自由連合、素友会、新日本政匡会及び国民会議を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月11日（火）（第3回）

- 国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員平井卓志君、遠藤要君、林田悠紀夫君、赤桐操君、青木薪次君及び上田耕一郎君を院議をもって表彰することに決定した。
- 本会議における**内閣総理大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り 8月11日及び12日

・時間

自由民主党……………	35分	民主党・新緑風会……………	60分
公明……………	30分	日本共産党……………	30分
社会民主党・護憲連合……………	20分	自由党……………	15分

・人数

自由民主党……………	2人	民主党・新緑風会……………	2人
公明……………	1人	日本共産党……………	1人
社会民主党・護憲連合……………	1人	自由党……………	1人

・順序

1 民主党・新緑風会	2 自由民主党
3 公明	4 日本共産党

5 社会民主党・護憲連合

6 自由党

7 民主党・新緑風会

8 自由民主党

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月12日（水）（第4回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年8月31日（月）（第5回）

○災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会及び金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党……………9人

民主党・新緑風会……………5人

公明……………2人

日本共産党……………2人

社会民主党・護憲連合……1人

自由党……………1人

計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党……………9人

民主党・新緑風会……………4人

公明……………3人

日本共産党……………2人

社会民主党・護憲連合……1人

自由党……………1人

計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党……………9人

民主党・新緑風会……………5人

公明……………2人

日本共産党……………2人

社会民主党・護憲連合……1人

自由党……………1人

計20人

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党……………19人

民主党・新緑風会……………10人

公明……………4人

日本共産党……………4人

社会民主党・護憲連合……3人

自由党……………2人

二院クラブ・自由連合……1人

新党さきがけ……………1人

改革クラブ……………1人

計45人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党……………19人

民主党・新緑風会……………10人

公明……………4人

日本共産党……………4人

社会民主党・護憲連合……3人

自由党……………2人

二院クラブ・自由連合……1人

新党さきがけ……………1人

改革クラブ……………1人

計45人

- 国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び共生社会に関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

国際問題に関する調査会

自由民主党……………11人	民主党・新緑風会……………5人
公明……………2人	日本共産党……………3人
社会民主党・護憲連合……1人	自由党……………2人
二院クラブ・自由連合……1人	計25人

国民生活・経済に関する調査会

自由民主党……………11人	民主党・新緑風会……………6人
公明……………3人	日本共産党……………2人
社会民主党・護憲連合……2人	自由党……………1人
	計25人

共生社会に関する調査会

自由民主党……………11人	民主党・新緑風会……………6人
公明……………2人	日本共産党……………2人
社会民主党・護憲連合……1人	自由党……………1人
新党さきがけ……………1人	改革クラブ……………1人
	計25人

- 信立会、ドリーム21及び飛翔の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月3日（木）（第6回）

- 本会議における北朝鮮によるミサイル発射を受けての当面の対応に関する外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………10分	民主党・新緑風会……………10分
公明……………7分	日本共産党……………7分
社会民主党・護憲連合……5分	自由党……………5分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議案（岡野裕君外8名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 寿山会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月7日（月）（第7回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、北海道開発審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選任について決定した。

- 国土審議会特別委員及び社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 労働基準法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分 公明……………10分
日本共産党……………10分 社会民主党・護憲連合……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月9日（水）（第8回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………10分 公明……………10分
日本共産党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月18日（金）（第9回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月25日（金）（第10回）

- 地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 本会議における内閣総理大臣の国際連合第53回総会及び日米首脳会談出席等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………15分 民主党・新緑風会……………15分
公明……………10分 日本共産党……………10分
社会民主党・護憲連合……………10分 自由党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年9月30日（水）（第11回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月2日（金）（第12回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月5日（月）（第13回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党……………15人	民主党・新緑風会……………8人
公明……………4人	日本共産党……………3人
社会民主党・護憲連合……2人	自由党……………2人
二院クラブ・自由連合……1人	計35人

- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
- ・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- ・国会等移転審議会委員の任命同意に関する件
- ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- ・公安審査委員会委員の任命同意に関する件
- ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央労働委員会委員の任命同意に関する件

- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）、金融再生委員会設置法案（衆第6号）、預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）、金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）、預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）、金融監督委員会設置法案（参第3号）及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党……………15分	民主党・新緑風会……………15分
公明……………10分	日本共産党……………10分
社会民主党・護憲連合……10分	自由党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

定した。

・時 間

民主党・新緑風会……………15分 公明……………10分

日本共産党……………10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月15日（木）（第18回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年10月16日（金）（第19回）

○防衛庁長官額賀福志郎君問責決議案（本岡昭次君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

○閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

○事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

○平成10年8月20日（木）（第1回）

○平成11年度参議院予算に関する件について協議を行った。

【図書館運営小委員会】

○平成10年8月20日（木）（第1回）

○平成11年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要 旨】

本法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額を平成11年3月31日までの間、現行の額に据え置こうとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の設定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆第34号）

【要 旨】

本法律案は、議院における証人について、業務上の秘密に係る証言拒絶の対象者に薬剤師を加えるとともに、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長又は両院合同審査会の会長は、当該証人の意見を聴いた上で、委員会又は両院合同審査会に諮り、これを許可することとし、また、証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないとする改正を行おうとするものである。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
13	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (10.10.7)	10.10.7	10.10.7	10.10.7 (予備)	10.10.9 可 決	10.10.9 可 決			10.10.7
14	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 中川 秀直君 (10.10.7)	10.7	10.7	10.7 (予備)	10.9 可 決	10.9 可 決			10.7 可 決
140 / 34	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 平沼 赳夫君 (9.6.3)		10.13	10.13	10.14 可 決	10.14 可 決	10.7.30	10.10.13 可 決	10.13 可 決